

**羽曳野市**  
**国土強靱化地域計画**

**令和6年3月修正**



# 目次

## 第1章 羽曳野市の特性

第1節 地域特性	1
第2節 想定される災害	2
第3節 羽曳野市の対応	4

## 第2章 基本的な考え方

第1節 国土強靱化の取り組みについて	5
第2節 基本的な方針	8

## 第3章 脆弱性評価

第1節 評価の枠組みと手順	10
第2節 評価の実施	13

## 第4章 具体的な取り組みの推進

第1節 概要	30
第2節 具体的な取り組み(個別施策分野の推進方針)	30

## 別紙1 施策一覧

## 別紙2 施策の概要



## 第1章 羽曳野市の特性

---



## 第1節 地域特性

本市は、生駒、信貴、金剛、葛城山系に囲まれた河内平野に覆われ、東部には二上山系の斜面に樹園地を形成し、中央部には、石川流域の平野と羽曳野丘陵地帯があり、その西側と北側に平野部が続いています。市内の河川は、石川の本流、東の飛鳥川、西の東除川が主な河川で、他に大乘川、王水川がそれぞれ大和川に合流し大阪湾へと続いています。

石川は、大和川と合流している市内最大の河川であり、西の東除川は、狭山池を源に発し羽曳野丘陵の西側の平野部を流れ大和川に注いでいる中小河川で、これら河川沿いの一部では、豪雨等による浸水が想定されています。

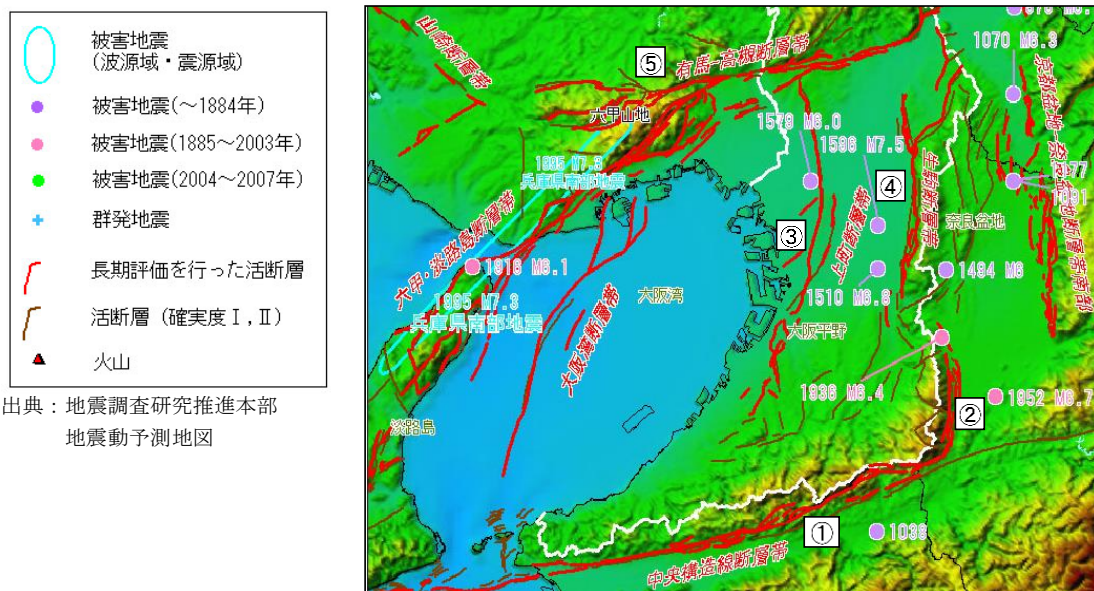
本市の気候は、瀬戸内気候に属し比較的温暖となっています。しかし、生駒、信貴、金剛、葛城山系に隣接するため、月別最高気温及び最低気温は、大阪に比べやや低くなっています。

本市に関わる地震は、主要な活断層や海溝型地震について、文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会にて公表されています。

これらの公表から、本市に関わる地震を以下に示します。

表 1.1 主要活断層帯

	断層帯名	地震規模(マグニチュード)
①	中央構造線断層帯(和泉山脈南縁)	7.6~7.7程度
②	中央構造線断層帯(金剛山地東縁)	6.9程度
③	上町断層帯	7.5程度
④	生駒断層帯	7.0~7.5程度
⑤	有馬-高槻断層帯	7.5程度(7.5±0.5)



本市は、このように地形的に、山崩れ・がけ崩れや川の氾濫等、防災上の課題を抱えているといえます。

---

---

## 第2節 想定される災害

---

---

本市における地勢、気象等の地域特性や過去において発生した各種の災害状況等を勘案してみると、本市で想定される災害は、次に示すものです。

### (1) 台風による災害

- ・ 台風に伴う大雨による河川の氾濫及び浸水、ため池の破堤等
- ・ 台風に伴う強風による家屋の倒壊等

### (2) 集中豪雨等の異常降雨による災害

- ・ 河川、ため池等の氾濫による水害等
- ・ 低湿地域等の排除不良による浸水等（内水氾濫）
- ・ 山麓地域における山崩れ、地すべり、土石流、急傾斜地の崩壊等
- ・ 宅地造成地におけるがけ崩れ等

### (3) 大規模な火災

- ・ 市街化区域等の家屋密集地における大規模な火災
- ・ 山地における大規模な山林火災

### (4) 地震による被害

- ・ 地震による家屋の倒壊、道路の亀裂等
- ・ 地震に伴う火災等
- ・ 地震に伴う断水、停電等
- ・ 地震に伴うため池の破堤等
- ・ 地すべり、急傾斜地の崩壊

### (5) その他大規模な事故による被害

- ・ 航空災害
- ・ 鉄道災害
- ・ 道路災害
- ・ 危険物等災害

本計画では、これらの自然災害や大規模な事故災害を対象としますが、一旦発生すると大きな影響を与える地震と水害について後述します。



# 第1 地震

本市は、府の地域防災計画との整合や想定される地震発生の確率等を踏まえ、本市に大きな被害を及ぼすものとして、府が設定した想定地震のうち最も地震発生の確率（30年以内）が高い「上町断層帯地震Bのケース」を地域防災計画にて選定しています。その断層帯による地震が発生すると以下の様な被害が想定されています。

表 1.2 羽曳野市における被害の想定

項目	想定地震	上町断層帯地震B
建物被害 計	全壊棟数	6,000 棟
	半壊棟数	7,100 棟
		13,100 棟
炎上出火件数		3(5)件
死者		110 人
負傷者		1,900 人
罹災者数		43,600 人
避難所生活者数		12,600 人

注) 出火件数は地震後1時間の件数、( )は1日の件数

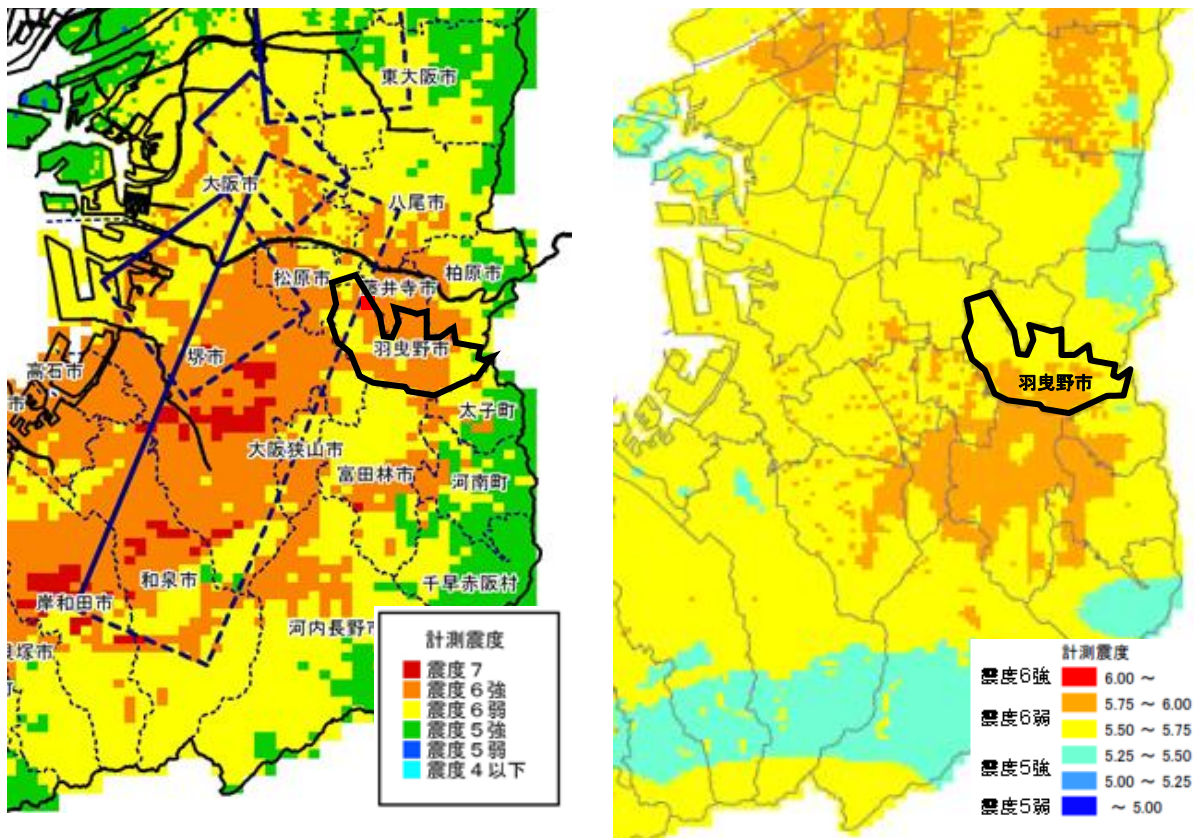


図 1.2 (左) 上町断層帯地震B、(右) 南海トラフ巨大地震による震度分布

出典：大規模地震による被害想定（平成 18 年度実施分）－大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）  
大規模地震による被害想定（平成 25 年度実施分）－南海トラフ巨大地震の被害想定

## 第2 水害

府南部では、昭和 57 年 8 月の台風 10 号とそれに係わる低気圧による豪雨等、過去に大きな水害を経験しています。

この時の災害では、総雨量 404.0 mm (千早)、最大時間雨量 49.5 mm/h (尾崎) を記録しました。3 時間から 5 時間にわたり 20 mm/h 以上の降雨が続いたため、南河内を中心に石川、槇尾川など 4 河川 7 箇所破堤、西除川、東除川など 15 河川 63 箇所溢水、生駒、信貴、金剛、葛城山系で広範囲にわたり山腹崩れやがけ崩れが発生しました。

本市における水害予測は、国土交通省によるものがあります (公表令和 2 年)。それによると、下図のような浸水域が想定されています。

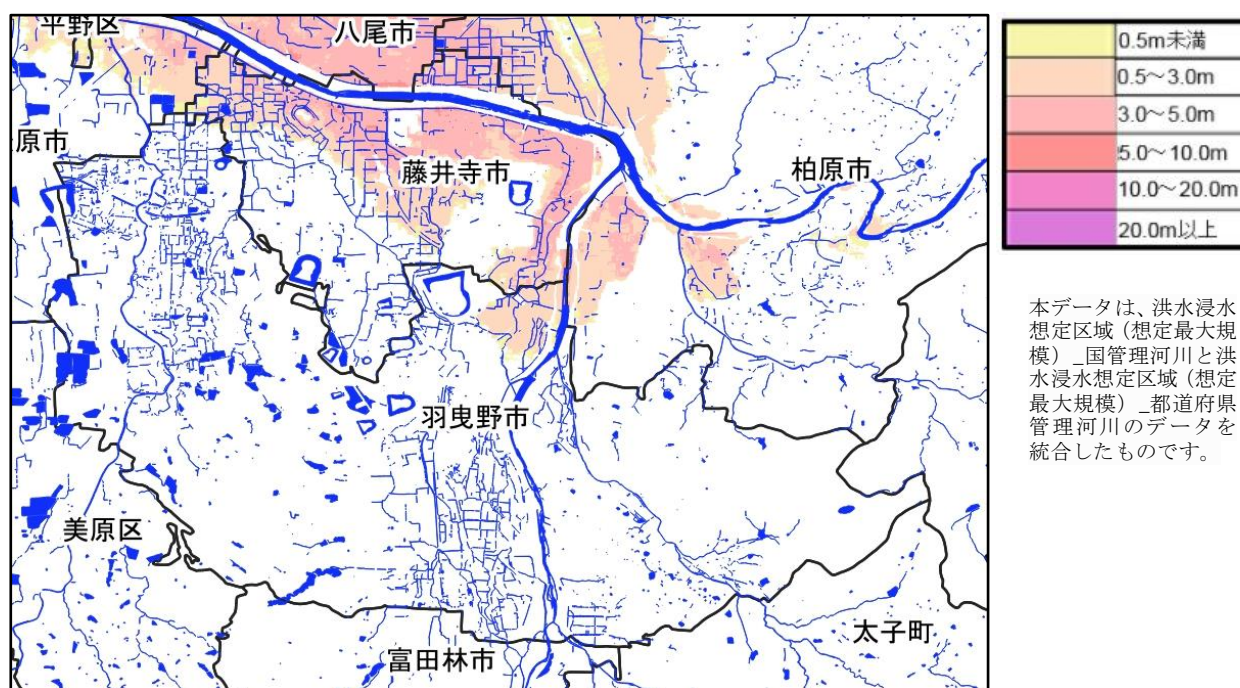


図 1.3 国土交通省地理院のデータより作成した浸水想定図

## 第 3 節 羽曳野市の対応

羽曳野市国土強靱化地域計画 (以下「本計画」という) は、災害時の被害を最小化する (防災力) とともに、被害の迅速な回復を図る (復元力) を併せ持つ「強靱化」の考え方にに基づき、次の 5 つに基づき対応していきます。

- I 命を守る
- II 命をつなぐ
- III 必要不可欠な行政機能の維持
- IV 経済活動の機能維持
- V 迅速な復旧・復興

本市は、防災関係機関とその施設を通して、防災・減災に対する体制を確立し、地域の脆弱性を評価するとともに、地域の強靱化を図る目的の基本的方針を示していきます。

さらに、市民一人ひとりの自覚により、「自分の命は自分で守る」という意識のもとに、市民が自ら行う防災活動及び地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進していきます。

## 第 2 章 基本的な考え方

---



# 第1節 国土強靱化の取り組みについて

## 第1 計画策定への取り組み

平成23年に発生した東日本大震災の経験を踏まえ、国は東日本大震災から得られた教訓として、平時から必要な事前防災及び減災、迅速な復旧・復興等に係る施策を総合的かつ計画的に実施するために、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行されました。平成26年6月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画（以下「国の基本計画」という。）」が閣議決定されるなど、今後の大規模な自然災害等に備え、施策を推進するための枠組みが整備されました。

また、平成27年9月関東・東北豪雨災害を踏まえ、平成27年12月には、「水防災意識社会 再構築ビジョン」が策定され、洪水による氾濫の発生を前提として、社会全体でこれに備えるため、すべての国直轄河川とその沿川市町村において、減災対策を一体的・計画的に進めることとなりました。

府においては、大規模な自然災害等に対する府民等の生活の安全が十分に確保されるとともに、商工業や農林水産業等をはじめとする地域経済への影響を最小化し、安心して暮らし続けられる社会を実現するために、令和2年3月に「大阪府強靱化地域計画（以下「府計画」という。）」を見直し、市町村や関係機関と相互に連携しながら、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進しています。

本市では、近年頻発している様々な自然災害等から市民の生命や財産を守るとともに、本市の社会・経済活動を維持しつつ、迅速・早急に復旧・復興できる、強くしなやかな地域づくりを推進するため、本計画を策定するものです。

## 第2 計画の位置付け

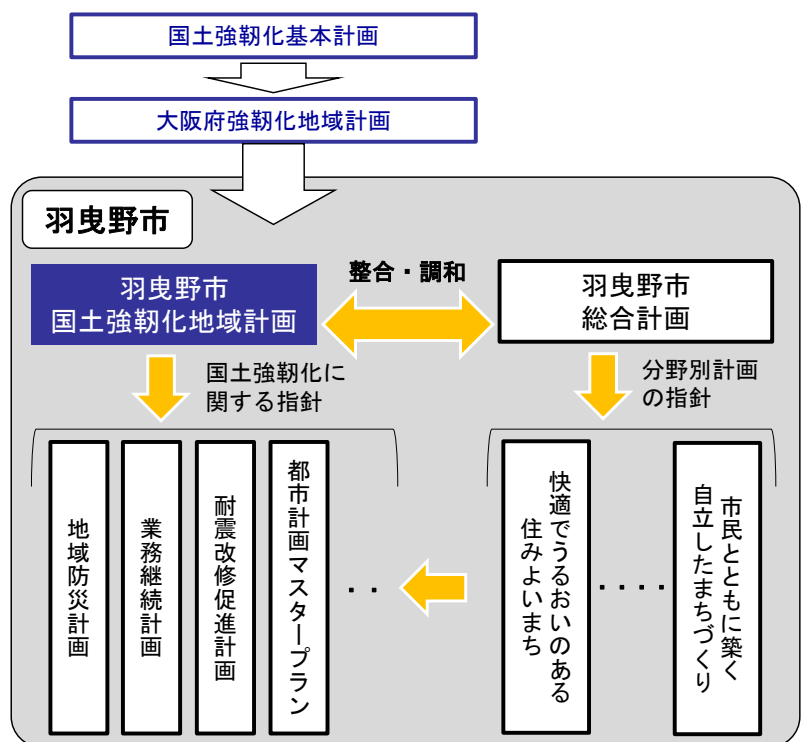
本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化の観点から、本市の地域防災計画をはじめとする様々な分野の計画等の指針となるものです。

### (1) 国の基本計画・府計画と本市との関係

本計画は、基本法第14条に基づき、国の基本計画と調和を図りつつ、府計画との調和も保つ必要があります。

本計画による強靱化施策は、府計画に記載されている個別施策との調整を図りつつ、地域の強靱化の効果的な推進を図る必要があります。

本計画は、総合計画や個別計画との調和関係を保つものです。





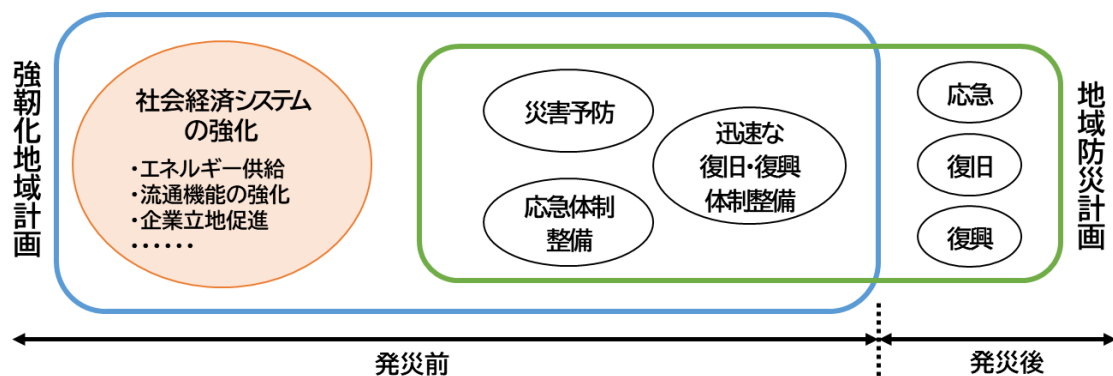
## (2) 本計画と地域防災計画との関係

本計画は、平時からの施策を対象とし、地域防災計画が主に対象とする発災直後からの応急対策と復旧・復興対策は対象としていません。ただし、応急対策や復旧・復興対策を効果的に行うための事前の備えは重要であるため、各施策の立案については対象としています。

また、本計画は、国土強靱化関連部分（地域防災計画の事前予防）について、地域防災計画の上位計画となります。

地域防災計画は、自然災害である地震、風水害、特殊災害等のリスクを対象として特定し、そのリスクに対する災害対応をとりまとめたものです。

一方、本計画は、あらゆる災害事象（リスク）を見据えています。どのような災害事象が起ころうとも最悪な事態に陥ることが避けられるような「強靱」な行政機能や地域社会、地域経済を事前につくりあげていくものとして、強靱な仕組みづくり、地域づくりを平時から持続的に展開していこうとするものです。



### 第3 国土強靱化に取り組む意義と関連計画等

このような本市の状況を踏まえ、社会経済に与える影響を十分に考慮し、災害に対する「強さ」と「しなやかさ」を併せ持った社会づくりを考えていくことが必要となります。これらは、近隣自治体と本計画との調和が必要であるともいえます。

大規模な自然災害等に遭遇した場合、本市は都市としての機能を可能な限り維持し、早期に回復するため、どのような備えが必要か、広域応援・支援のあり方等々を検討することが求められています。

したがって、本市はいかなる事態が発生しても人命を守るとともに、都市・社会が機能不全に陥らない経済・産業・社会のシステムを確保することが重要です。

起きてはならない最悪の事態（以下「リスクシナリオ」という。）の想定を行い、これらの事態を確実に回避するため、既存の地震対策や風水害対策を総点検し、これらの対策に関連する計画（以下「関連計画」という。）を基に、必要な個別施策を検討し、体系的に整理を行うものです。

さらに、国の基本計画の改訂、府計画の改訂、新たに発生した災害の教訓や社会経済情勢の変化等を踏まえ、適宜改訂を行う姿勢を確保しながら進めていきます。

表 2.1 市の関連計画、指針

関連計画、指針
地域防災計画
国民保護計画
業務継続計画
耐震改修促進計画
都市計画マスタープラン
羽曳野市公共施設等総合管理計画アクションプラン
舗装維持管理計画
橋梁長寿命化修繕計画
市民とともに築く 自立したまち
歴史・文化が息づき 心身ともに躍動するまち
魅力発見 賑わいと創造にあふれるまち
未来に羽ばたく 子ども・若者を育むまち
ともに支え合い 健やかに暮らせるまち
地域がつながり 安全で心安らぐまち
快適でうるおいのある 住みよいまち

## 第2節 基本的な方針

### 第1 計画の方針

本計画は、本市の強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、本計画以外の強靱化に係わる各種計画・指針等となるべきものとして策定しています。

策定に際しては、第6次羽曳野市総合基本計画と整合を図りつつ進めます。

### 第2 基本目標

本計画では、国の基本計画と府計画に基づき、国土強靱化の推進における4つの基本目標を踏まえ、次の4つを基本目標としています。

- I 人命の保護が最大限図られること
- II 社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV 迅速な復旧復興

事前に備えるべき目標では、国の基本計画と府計画との調和を図り、地域の実情・災害の切迫性に応じて必要な目標を8つ設定しました。

- ① 直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに早期に復旧させる
- ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ⑧ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

### 第3 計画の期間

本計画の推進期間は、今後の国土強靱化を取り巻く法制度、社会経済情勢等の変化や本市の施策進捗の状況等を考慮し、令和3年度から7年度までの5年間とします。

なお、本計画は毎年度の進捗状況等により必要に応じて見直すこととします。

本計画は、近年実施された災害予測を基に、リスクシナリオを設定したものです。従って、災害の個別事象について地域ごとの災害の起こりやすさや被害の大きさ等の予測が変わった際には、リスクシナリオに基づく脆弱性評価の再検討が必要となります。

このため、本計画の脆弱性評価に関しては、リスクの変化など、必要に応じた修正・検討を行う必要があります。



## 第4 対象とする災害(リスク)

本計画では、発生頻度の高い風水害や、甚大な被害が生じる巨大地震等の大規模な自然災害、新型インフルエンザ等の感染症による事案等を対象とします。

また、単独で発生する大規模な自然災害等だけではなく、風水害後の地震など複合災害が発生し、甚大な被害をもたらす可能性があることも留意しています。

## 第5 配慮すべき事項

### (1) 市民や関係機関等の主体的な参画

市の強靱化を確立するには、「自助」「共助」「公助」の考え方を共有し、国、府、市民、民間事業者、地域、ボランティア等との適切な連携と役割分担のもと、それぞれが主体的に行動し、取り組みを推進していく必要があります。

### (2) 効率的・効果的な施策推進

基本目標と事前に備えるべき目標は、普遍的なものであり、個別の施策は優先度や費用対効果を考慮した上で、災害リスク（度合い）や地域の状況・特徴等に応じて進めていく必要があります。

個別の施策には、ハード対策とソフト対策があると同時に、複合的な組み合わせにより、構成する必要があります。近年の先端技術の活用や効率的・効果的な手法を考慮したものである必要があります。

本計画は、これらの実状を鑑みて、地域や施策を評価して今後のタイムラインを決めていく必要があります。特に、考慮すべき事案は、人命に直結する可能性の高い都市基盤施設である公共施設の予防保全の推進と日常的な維持管理の着実な実践、更新時期の見極めであり、効率的・効果的な施策を推進する必要があります。

### (3) 広域連携の取り組み

本計画の効率的・効果的な運営には、近隣自治体や防災関係機関と整合を図りながら、広域的・大規模な自然災害等に備えて、民間企業も含めた相互応援協定等の締結により、広域連携強化を進めていく必要があります。

## 第6 施策の推進とPDCA サイクル

限られた資源の中で、効率的・効果的に強靱化の取り組みを進めるには、施策ごとに優先度を考慮しながら進める必要があります。本計画に位置付ける各施策の推進は、基本目標及び前項の配慮すべき事項を踏まえ、それぞれ関連計画に基づき、優先度・重要度を考慮し進めていきます。

各施策については、基本的にはそれぞれ関連計画において、進捗管理、評価等（PDCA）を行うこととし、本計画については、それらの進捗状況を踏まえ、概括的な評価を行うことにより、進捗管理を危機管理室防災企画課にて進めていきます。

なお、強靱化に関連する他の計画・指針を見直しする際には、本計画との整合性について留意することが重要となります。

## 第 3 章 脆弱性評価

---



---

---

## 第1節 評価の枠組みと手順

---

---

### 第1 脆弱性評価の考え方

脆弱性評価は、大規模な自然災害等による甚大な被害を回避する目的から、本市が実施している様々な施策で十分なものなのか、さらなる施策が必要であるのかを明らかにするために実施するものです。

現在の施策の現状分析・評価を行うことにより、本市における国土強靱化に必要な施策を効率的・効果的に実施することにもなると考えています。

脆弱性評価は、国や府が実施した手法により、本市の強靱化のための推進方針を明確にするとともに、国土強靱化を推進する上で必要不可欠なものとなります。

脆弱性評価は、基本法第17条第1項の規定に基づき、大規模な自然災害等に対して分析・評価を行うものです。

脆弱性評価の手順は、次のステップに沿って実施します。

- STEP-1 想定するリスクの設定（大規模な自然災害等）
- STEP-2 「事前に備えるべき目標」とリスクシナリオの設定
- STEP-3 リスクシナリオを回避するために必要な施策分野の設定
- STEP-4 リスクシナリオを回避するための現状分析・評価の実施

## 第2 「事前に備えるべき目標」と「リスクシナリオ」の設定

国の基本計画では、8つの「事前に備えるべき目標」と、その目標の妨げとなるものとして、45のリスクシナリオを設定して評価を行っています。また、府計画においては、8つの事前に備えるべき目標と41のリスクシナリオを設定して評価を行っています。

本市の地理的環境や社会的特性等を考慮して、8つの事前に備えるべき目標に対応して、39のリスクシナリオを設定しました。

表 3.1 羽曳野市の事前に備えるべき目標とリスクシナリオ

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設等における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生 ※風水害
		1-4	大規模な土砂災害・風水害等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	地域の自主防災組織の被災による共助の不足
		2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市庁舎等の施設の機能不全
		3-2	市職員等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	テレビラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
		5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
		5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4	市内交通機能の停止による経済・産業活動への影響
		5-5	基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
		5-6	食料等の安定供給の停滞
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに早期に復旧させる	6-1	ライフライン（電気、情報通信、燃料等）の長期間にわたる機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止
		6-5	防災拠点、避難場所等の長期間にわたる機能不全

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ	
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2	自然災害と感染症による複合災害の発生
		7-3	沿線・沿道の建物倒壊に伴う直接的な被害及び交通麻痺
		7-4	ため池、防災施設等の損壊・機能不全や土砂の流出による多数の死傷者の発生
		7-5	有害物質の大規模拡散・流出
		7-6	農地・森林業等の被害
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
		8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		8-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な被害

### 第3 施策分野の設定（個別施策分野・横断的分野）

国の基本計画では、12項目の個別施策分野と5つの横断的分野を設定して評価をしています。また、府計画では、12項目の個別施策分野と2つの横断的分野を設定しています。

本市では、国の基本計画や府計画を踏まえて、9つの個別施策分野を設定しました。

本計画では、これらの各分野に対して実施している施策業務を分析・評価することにより、本市への強靱化を図っていきます。

表 3.2 個別施策分野の項目

個別施策分野		
1	行政機能	市の行政機能に関連
2	消防	消防に関連
3	住宅・都市	住宅、まちづくり、土地利用に関連
4	交通	交通、道路に関連
5	上下水道	上下水道、インフラに関連
6	保健医療・福祉	保健医療、福祉に関連
7	環境	環境、国土保全に関連
8	産業	農林産業、産業構造に関連
9	教育・文化	防災教育、地域防災力に関連

## 第2節 評価の実施

脆弱性評価では、39 のリスクシナリオごとに、それを回避するための現行の施策を整理し、施策ごとの達成度や進捗度等を考慮して、現行の取り組みで対応のあり方について検討していきます。また、施策分野ごとに対しては、取り組み状況の整理を行いました。

### 1) リスクシナリオに対して

目 標	1. 直接死を最大限防ぐ	
リスクシナリオ	1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	
対応方策（施策業務）		
防災講演会開催事業		危機管理課
防災講座・防災研修事業		危機管理課
自主防災組織育成事業		危機管理課
消防団活動支援事業		危機管理課
羽曳野市子育て施設長寿命化計画策定業務		こども政策課
幼稚園施設改修事業		こども保育課
羽曳野市公共施設等総合管理計画アクションプラン		管財用地課
避難行動要支援者台帳管理事務事業		保健福祉政策課
社会福祉施設等耐震化整備事業(羽曳野市立人権文化センター)		人権推進課（人権文化センター）
公園新設事業		道路公園課
公園管理事業		道路公園課
道路管理事業		道路公園課
道路新設事業		道路公園課
屋外広告物許可等事務		都市計画課
空き家の適正管理		建築住宅課
市営住宅の耐震化		建築住宅課
民間建築物耐震化促進事業		建築住宅課
大規模盛土造成地マップの公表		建築住宅課
学校施設長寿命化改修事業		教育政策課
消防水利の確保対策		柏原羽曳野藤井寺消防組合
救急救命士・指導救命士の養成・災害対応能力向上		柏原羽曳野藤井寺消防組合
羽曳野市立学校給食センター等複合施設整備事業		食育・給食課、次世代育成課

目 標	1. 直接死を最大限防ぐ	
リスクシナリオ	1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設等における大規模火災による多数の死傷者の発生	
対応方策（施策業務）		
防災講演会開催事業 防災講座・防災研修事業 消防団活動支援事業 避難行動要支援者台帳管理事務事業 消防訓練 公園新設事業 公園管理事業 消防水利の確保対策 救急救命士・指導救命士の養成・災害対応能力向上		危機管理課 危機管理課 危機管理課 保健福祉政策課 各施設所管課 道路公園課 道路公園課 柏原羽曳野藤井寺消防組合 柏原羽曳野藤井寺消防組合

目 標	1. 直接死を最大限防ぐ	
リスクシナリオ	1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生 ※風水害	
対応方策（施策業務）		
避難確保計画策定支援業務 防災講演会開催事業 防災講座・防災研修事業 水防事業 総合防災ハザードマップ更新作成事業 避難行動要支援者台帳管理事務事業 下水道施設地震対策事業 下水道施設等改修事業 下水道施設等管理事業 水位監視カメラ整備事業 下水道（雨水）管渠整備事業 浸水対策事業		危機管理課 危機管理課 危機管理課 危機管理課 危機管理課 保健福祉政策課 下水道総務課 下水道総務課 下水道総務課 下水道総務課 下水道総務課 下水道建設課 下水道建設課



目 標	1. 直接死を最大限防ぐ	
リスクシナリオ	1-4 大規模な土砂災害・風水害等による多数の死傷者の発生	
対応方策（施策業務）		
避難確保計画策定支援業務 防災講演会開催事業 防災講座・防災研修事業 水防事業 総合防災ハザードマップ更新作成事業 避難行動要支援者台帳管理事務事業 下水道施設地震対策事業 下水道施設等改修事業 下水道施設等管理事業 水位監視カメラ整備事業 がけ地近接等危険住宅移転及び補強補助金交付事業 下水道（雨水）管渠整備事業 浸水対策事業	危機管理課 危機管理課 危機管理課 危機管理課 危機管理課 保健福祉政策課 下水道総務課 下水道総務課 下水道総務課 下水道総務課 下水道建設課 下水道建設課 下水道建設課	

目 標	2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	
リスクシナリオ	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	
対応方策（施策業務）		
災害協定充実事業 災害用物資備蓄事業 管路・施設更新事業 災害時体制整備事業 第6次水道施設整備事業	危機管理課 危機管理課 水道局工務課 水道局工務課 水道局工務課	

目 標	2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	
リスクシナリオ	2-2 地域の自主防災組織の被災による共助の不足	
対応方策（施策業務）		
防災講座・防災研修事業 自主防災組織育成事業	危機管理課 危機管理課	

目 標	2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	
リスクシナリオ	2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	
対応方策（施策業務）		
消防団活動支援事業 公園新設事業 公園管理事業 救急救命士・指導救命士の養成・災害対応能力向上 緊急消防援助隊の受け入れ体制の強化 救出救助活動体制の充実強化 消防庁舎の適正配置及び耐震化をはじめとする消防力の充実強化	危機管理課 道路公園課 道路公園課 柏原羽曳野藤井寺消防組合 柏原羽曳野藤井寺消防組合 柏原羽曳野藤井寺消防組合 柏原羽曳野藤井寺消防組合	

目 標	2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	
リスクシナリオ	2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱	
対応方策（施策業務）		
現状取り組み施策なし		

目 標	2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	
リスクシナリオ	2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	
対応方策（施策業務）		
災害協定充実事業 道路管理事業 道路新設事業	危機管理課 道路公園課 道路公園課	

目 標	2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	
リスクシナリオ	2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	
対応方策（施策業務）		
下水道施設地震対策事業 下水道施設等改修事業 下水道施設等管理事業 下水道（雨水）管渠整備事業 下水道（汚水）管整備事業 救出救助活動における感染症対策	下水道総務課 下水道総務課 下水道総務課 下水道建設課 下水道建設課 柏原羽曳野藤井寺消防組合	

目 標	2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	
リスクシナリオ	2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	
対応方策（施策業務）		
健康教育・相談及び栄養相談事業		健康増進課

目 標	3. 必要不可欠な行政機能は確保する	
リスクシナリオ	3-1 市庁舎等の施設の機能不全	
対応方策（施策業務）		
業務継続計画進行管理事業 羽曳野市公共施設等総合管理計画アクションプラン		危機管理課 管財用地課

目 標	3. 必要不可欠な行政機能は確保する	
リスクシナリオ	3-2 市職員等の被災による機能の大幅な低下	
対応方策（施策業務）		
業務継続計画進行管理事業 防災講座・防災研修事業		危機管理課 危機管理課

目 標	4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	
リスクシナリオ	4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	
対応方策（施策業務）		
ネットワーク管理運用事務事業 情報機器管理事務事業 庁内システム管理運用事務事業 防災行政無線整備事業		デジタル推進課 デジタル推進課 デジタル推進課 危機管理課

目 標	4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	
リスクシナリオ	4-2 テレビラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	
対応方策（施策業務）		
ウェブサイト・SNS管理事務事業		秘書課

目 標	4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	
リスクシナリオ	4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	
対応方策（施策業務）		
避難確保計画策定支援業務 防災行政無線整備事業		危機管理課 危機管理課

目 標	5. 経済活動を機能不全に陥らせない	
リスクシナリオ	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	
対応方策（施策業務）		
現状取り組み施策なし		

目 標	5. 経済活動を機能不全に陥らせない	
リスクシナリオ	5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響	
対応方策（施策業務）		
現状取り組み施策なし		

目 標	5. 経済活動を機能不全に陥らせない	
リスクシナリオ	5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	
対応方策（施策業務）		
現状取り組み施策なし		

目 標	5. 経済活動を機能不全に陥らせない	
リスクシナリオ	5-4 市内交通機能の停止による経済・産業活動への影響	
対応方策（施策業務）		
道路管理事業 道路新設事業		道路公園課 道路公園課

目 標	5. 経済活動を機能不全に陥らせない	
リスクシナリオ	5-5 基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	
対応方策（施策業務）		
道路管理事業 道路新設事業		道路公園課 道路公園課

目 標	5. 経済活動を機能不全に陥らせない
リスクシナリオ	5-6 食料等の安定供給の停滞
対応方策（施策業務）	
現状取り組み施策なし	

目 標	6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに早期に復旧させる
リスクシナリオ	6-1 ライフライン（電気、情報通信、燃料等）の長期間にわたる機能の停止
対応方策（施策業務）	
現状取り組み施策なし	

目 標	6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに早期に復旧させる
リスクシナリオ	6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止
対応方策（施策業務）	
管路・施設更新事業 災害時体制整備事業 第6次水道施設整備事業	水道局工務課 水道局工務課 水道局工務課

目 標	6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに早期に復旧させる
リスクシナリオ	6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
対応方策（施策業務）	
し尿収集運搬事業 下水道BCP策定事業	環境保全課 下水道総務課

目 標	6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに早期に復旧させる
リスクシナリオ	6-4 地域交通ネットワークの長期間にわたる機能停止
対応方策（施策業務）	
道路管理事業 道路新設事業	道路公園課 道路公園課

目 標	6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに早期に復旧させる	
リスクシナリオ	6-5 防災拠点、避難場所等の長期間にわたる機能不全	
対応方策（施策業務）		
公園新設事業 公園管理事業 非構造部材耐震化事業 管路・施設更新事業 災害時体制整備事業 第6次水道施設整備事業		道路公園課 道路公園課 教育政策課 水道局工務課 水道局工務課 水道局工務課

目 標	7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	
リスクシナリオ	7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	
対応方策（施策業務）		
防災講座・防災研修事業 消防団活動支援事業 消防水利の確保対策		危機管理課 危機管理課 柏原羽曳野藤井寺消防組合

目 標	7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	
リスクシナリオ	7-2 自然災害と感染症による複合災害の発生	
対応方策（施策業務）		
下水道施設地震対策事業 下水道施設等改修事業 下水道施設等管理事業		下水道総務課 下水道総務課 下水道総務課

目 標	7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	
リスクシナリオ	7-3 沿線・沿道の建物倒壊に伴う直接的な被害及び交通麻痺	
対応方策（施策業務）		
道路管理事業 道路新設事業		道路公園課 道路公園課

目 標	7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	
リスクシナリオ	7-4 ため池、防災施設等の損壊・機能不全や土砂の流出による多数の死傷者の発生	
対応方策（施策業務）		
羽曳野市ため池ハザードマップ作成事業		農とみどり推進課

目 標	7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
リスクシナリオ	7-5 有害物質の大規模拡散・流出
対応方策（施策業務）	
現状取り組み施策なし	

目 標	7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
リスクシナリオ	7-6 農地・森林業等の被害
対応方策（施策業務）	
現状取り組み施策なし	

目 標	8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する
リスクシナリオ	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
対応方策（施策業務）	
災害廃棄物処理事業	環境保全課

目 標	8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する
リスクシナリオ	8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
対応方策（施策業務）	
現状取り組み施策なし	

目 標	8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する
リスクシナリオ	8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
対応方策（施策業務）	
下水道（雨水）管渠整備事業 浸水対策事業	下水道建設課 下水道建設課

目 標	8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	
リスクシナリオ	8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	
対応方策（施策業務）		
文化財指定・助成事業 史跡等管理・保存整備事業 文化財保管施設管理事務事業		文化財・世界遺産室 文化財・世界遺産室 文化財・世界遺産室

目 標	8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	
リスクシナリオ	8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	
対応方策（施策業務）		
現状取り組み施策なし		

目 標	8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	
リスクシナリオ	8-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な被害	
対応方策（施策業務）		
現状取り組み施策なし		



## 2) 施策分野に対して

施策分野	1. 行政機能
対応施策（該当のリスクシナリオ）	
<p>ウェブサイト・SNS管理事務事業（4-2）            ネットワーク管理運用事務事業（4-1）            情報機器管理事務事業（4-1）            庁内システム管理運用事務事業（4-1）            業務継続計画進行管理事業（3-1、3-2）            災害協定充実事業（2-1、2-5）            防災講座・防災研修事業（1-1、1-2、1-3、1-4、3-2）            災害用物資備蓄事業（2-1）            自主防災組織育成事業（1-1、2-2）            消防団活動支援事業（1-1、1-2、2-3、7-1）            水防事業（1-3、1-4）            総合防災ハザードマップ更新作成事業（1-3、1-4）            防災行政無線整備事業（4-1、4-3）            羽曳野市公共施設等総合管理計画アクションプラン（1-1、3-1）            社会福祉施設等耐震化整備事業（羽曳野市立人権文化センター）（1-1）            消防訓練（1-2）            羽曳野市立学校給食センター等複合施設整備事業（1-1）</p>	

施策分野	2. 消防
対応施策（該当のリスクシナリオ）	
<p>防災講座・防災研修事業（2-2、7-1）            消防団活動支援事業（1-1、1-2、2-3、7-1）            消防水利の確保対策（1-1、1-2、7-1）            救急救命士・指導救命士の養成・災害対応能力向上（1-1、1-2、2-3）            緊急消防援助隊の受け入れ体制の強化（2-3）            救出救助活動体制の充実強化（2-3）            消防庁舎の適正配置及び耐震化をはじめとする消防力の充実強化（2-3）            救出救助活動における感染症対策（2-6）</p>	

施策分野	3. 住宅・都市
対応施策（該当のリスクシナリオ）	
<p>羽曳野市子育て施設長寿命化計画策定業務（1-1）</p> <p>幼稚園施設改修事業（1-1）</p> <p>公園新設事業（1-1、1-2、2-3、6-5）</p> <p>公園管理事業（1-1、1-2、2-3、6-5）</p> <p>道路管理事業（1-1、2-5、5-4、5-5、6-4、7-3）</p> <p>道路新設事業（1-1、2-5、5-4、5-5、6-4、7-3）</p> <p>屋外広告物許可等事務（1-1）</p> <p>空き家の適正管理（1-1）</p> <p>市営住宅の耐震化（1-1）</p> <p>民間建築物耐震化促進事業（1-1）</p> <p>大規模盛土造成地マップの公表（1-1）</p>	

施策分野	4. 交通
対応施策（該当のリスクシナリオ）	
<p>道路管理事業（1-1、2-5、5-4、5-5、6-4、7-3）</p> <p>道路新設事業（1-1、2-5、5-4、5-5、6-4、7-3）</p>	

施策分野	5. 上下水道
対応施策（該当のリスクシナリオ）	
<p>下水道施設地震対策事業（1-3、1-4、2-6、7-2）</p> <p>下水道施設等改修事業（1-3、1-4、2-6、7-2）</p> <p>下水道施設等管理事業（1-3、1-4、2-6、7-2）</p> <p>水位監視カメラ整備事業（1-3、1-4）</p> <p>下水道BCP策定事業（6-3）</p> <p>がけ地近接等危険住宅移転及び補強補助金交付事業（1-4）</p> <p>下水道（雨水）管渠整備事業（1-3、1-4、2-6、8-3）</p> <p>下水道（汚水）管整備事業（2-6）</p> <p>浸水対策事業（1-3、1-4、8-3）</p> <p>管路・施設更新事業（2-1、6-2、6-5）</p> <p>災害時体制整備事業（2-1、6-2、6-5）</p> <p>第6次水道施設整備事業（2-1、6-2、6-5）</p>	

施策分野	6. 保健医療・福祉
対応施策（該当のリスクシナリオ）	
災害協定充実事業（ 2-1、 2-5 ） 避難確保計画策定支援業務（ 1-3、 1-4、 4-3 ） 避難行動要支援者台帳管理事務事業（ 1-1、 1-2、 1-3、 1-4 ） 健康教育・相談及び栄養相談事業（ 2-7 ）	

施策分野	7. 環境
対応施策（該当のリスクシナリオ）	
羽曳野市ため池ハザードマップ作成事業（ 7-4 ） し尿収集運搬事業（ 6-3 ） 災害廃棄物処理事業（ 8-1 ）	

施策分野	8. 産業
対応施策（該当のリスクシナリオ）	
災害協定充実事業（ 2-1 ）	

施策分野	9. 教育・文化
対応施策（該当のリスクシナリオ）	
災害協定充実事業（ 2-1 ） 避難確保計画策定支援業務（ 1-3、 1-4、 4-3 ） 防災講演会開催事業（ 1-1、 1-2、 1-3、 1-4 ） 防災講座・防災研修事業（ 1-1、 1-2、 1-3、 1-4、 2-2、 3-2、 7-1 ） 羽曳野市子育て施設長寿命化計画策定業務（ 1-1 ） 幼稚園施設改修事業（ 1-1 ） 健康教育・相談及び栄養相談事業（ 2-7 ） 消防訓練（ 1-2 ） 学校施設長寿命化改修事業（ 1-1 ） 非構造部材耐震化事業（ 6-5 ） 文化財指定・助成事業（ 8-4 ） 史跡等管理・保存整備事業（ 8-4 ） 文化財保管施設管理事務事業（ 8-4 ） 羽曳野市立学校給食センター等複合施設整備事業（ 1-1 ）	

### 3) 脆弱性評価の結果

本節では、リスクシナリオに係わる各種施策の状況を踏まえ、施策分野ごとに脆弱性評価の結果を整理しました。

#### (1) 行政機能

##### ア) 防災拠点施設の機能拡充

- ・本市は、想定地震の発生や想定河川の氾濫時、過大な被災を被るものと推測されています。事前の備えを整備・拡充する必要があります。
- ・防災施設には、自家発電設備（長期的な稼働を踏まえ、燃料供給計画の確定）を備え、業務継続計画や危機管理計画を策定する必要があります。

##### イ) 市職員の防災教育

- ・防災教育を推進するとともに、防災訓練や各種講習会を実施し、防災能力の向上を図る必要があります。

##### ウ) 情報通信

- ・市民等への情報伝達手段としては、防災行政無線、緊急速報メール、ケーブルテレビ、コミュニティFM等の様々な媒体の活用を促進する必要があります。
- ・情報の発信に際しては、災害情報の内容や災害対応等を確実に伝達する必要があります。

##### エ) 老朽化対策

- ・公共施設等の老朽化が今後増加傾向にあります。限られた財源の中、市民に対する安心・安全な行政サービス（施設の利用等）を将来にわたり持続していくためには、財政負担の軽減・平準化を図りつつ、更新・統廃合・長寿命化を計画的に実施する必要があります。
- ・庁舎や学校・道路・上下水道等は、災害時に重要拠点施設となります。施設ごとの個別施設計画を策定し、点検・診断や修繕・更新等のメンテナンスサイクルを構築する必要があります。
- ・老朽化対策としては、民間活力の導入による維持管理コストの削減など資産の有効活用を推進する必要があります。

#### (2) 消防

- ・市民の安心・安全を確保するために、消防施設の整備・拡充を図るとともに、吏員の育成、車両及び水利の整備を引き続き進める必要があります。
- ・災害時には、医療機能を確保する必要があります。そのため、医療施設、医療品、医療体制の拡充を図っていく必要があります。

### (3) 住宅・都市

#### ア) 建築物の耐災化

- ・耐震診断や耐震改修の促進を図り、昭和 56 年以前に建設された建築物等の耐震化を促進する必要があります。
- ・避難路沿いの高層な建物は、大規模な地震が発生し倒壊した場合、避難路を塞ぐことになり、広域な救援・支援活動ができなくなることから、耐震化を促進する必要があります。
- ・大阪府北部地震では、ブロック塀による人的被害が発生しています。避難路沿いのブロック塀の撤去・改修等の支援を行う必要があります。
- ・建築物等の耐震化や除却を促進するため、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する必要があります。
- ・避難場所・避難所等の整備、建物の不燃化・難燃化、消防活動困難区域の解消等の取り組みを推進する必要があります。
- ・災害時に有効な井戸の確保に努める必要があります。

#### イ) 住環境の改善

- ・空家等は、保安上危険であり、衛生上においても住環境に悪影響を及ぼすものと推測されています。空家等対策計画に基づき、適切な助言・指導の措置を行う必要があります。

#### ウ) 避難路の拡充

- ・今後、本市でも高齢化が進む中、災害時に自力での避難が困難な方の安全を確保するため、支援体制の整備を推進する必要があります。

#### エ) 住環境の整備

- ・管理されていない空家等の増加は、平時からの危険性だけでなく、災害等には更に危険性が増し、住環境の悪化等の問題が懸念されます。今後、空家等対策計画に沿った施策により、その解決に向けた取り組みを行う必要があります。
- ・火災時の延焼を抑制する一つの施策としては、緑地の確保や良好な住環境の整備等がありますが、市街地整備を引き続き推進する必要があります。

### (4) 交通

- ・救援・支援活動や物資輸送活動等の緊急輸送を円滑に行うため、道路の整備や補強等の必要な対策を講じる必要があります。
- ・災害発生時における避難路や代替輸送道路を確保するため、迂回路として活用しうる道路の整備を促進する必要があります。

### (5) 上下水道

- ・大規模な自然災害等が発生すると、早期復旧を図るために、電気・ガス・上下水道・通信等のライフライン関係機関と密接に連携をする必要があります。
- ・発災後は、早い復旧・復興の視点から、緊急輸送道路や避難路の啓開に向けて、関係機関との連携等をする必要があります。特に、救助・救急活動を行う緊急車両等（災害応急対策車両）や病院等の重要防災施設への道路啓開のあり方を平時より検討する必要があります。

## (6) 保健医療・福祉

### ア) 感染症予防対策

- ・ 新型インフルエンザ等の感染症の発生に伴う市内での蔓延予防・防止のため、予防体制を整備する必要があります。
- ・ 大規模な自然災害等が同時に発生した際には、予防接種を促進するとともに、避難所・避難場所における感染症予防体制の整備に取り組む必要があります。
- ・ 新型インフルエンザ等の感染症に関わる医薬品等の備蓄を平時から進める必要があります。
- ・ 感染症による自治体医療の崩壊が発生した際には、被災者の医療救護等において重要な役割を果たす「自衛隊、DMAT、JMAT、DPAT、JRAT」等の医療・リハビリ支援チームの活動が重要となり、日頃から各種団体との連携を図り、災害時には速やかに立ち上がる派遣・受入体制の整備を図る必要があります。そのためにも、総合防災訓練等の各種訓練の実施により技能向上を図る必要があります。

### イ) 福祉

- ・ 高齢化率の向上に伴い、災害発生時の避難行動要支援者名簿の作成や、名簿を活用した情報伝達・避難誘導等を定める個別避難計画の策定に努める必要があります。

### ウ) 予防行政の強化

- ・ 新型インフルエンザ等の感染拡大に伴い、不特定多数の人を収容する施設等に対して査察、予防技術資格者の育成に努める必要があります。
- ・ 感染症が拡大した際には、市民への広報等のあり方を整備・準備しておく必要があります。

## (7) 環境

- ・ 大和川流域において、国・府・周辺自治体が主体となり、ハード・ソフトが一体となった緊急的な治水対策を行い、その円滑な推進を図る必要があります。
- ・ 府は、土砂災害防止施設の整備を進めていますが、ハード対策には時間を要します。そのため、本市は府と連携し、土砂災害ハザードマップの作成・周知、避難訓練の実施等、ハードとソフトを適切に組み合わせた対策をとる必要があります。
- ・ 災害後の円滑な復旧・復興を確保するには、地籍調査等により土地境界等を明確にしておくことが重要となります。本市は、さらなる地籍調査を促進する必要があります。
- ・ 農業用ため池や農業水利施設の老朽化対策及び耐震化に向けた取り組みを推進する必要があります。
- ・ 広域な水害に対処するために、市民においては事前に防御策を図って頂く必要があります。
- ・ 災害後の円滑な復旧活動を促進するため、災害廃棄物の仮置き場候補地の選定や広域協定に向けた取り組みを推進する必要があります。

## (8) 産業

- ・ 大規模な自然災害等に対処するために、中小企業への事業継続計画（BCP）の取り組みを推進する必要があります。
- ・ 本市では、地震時に大きな揺れが想定されており、河川氾濫時には一部の地域が浸水することが想定されています。そのため、府とともに、民間企業への資金調達支援や中小企業の地震・水害の災害予防対策を促進する必要があります。
- ・ 災害の発災後、早期の復旧・復興のための緊急対策融資を迅速に実施できるよう、府と事前協議を進める必要があります。

## (9) 教育・文化

- ・地域の防災力向上を目的として、自治体コミュニティ組織等の拡充を図る必要があります。また、防災マップ等の広報活動を活発にする必要があります。
- ・小学校低学年からの防災教育を積極的に取り組む必要があります。
- ・国土強靱化の推進に際しては、各関係者が自助・共助・公助の考え方を十分に理解し、自発的に行動するよう、国土強靱化に関する教育・訓練・啓発等による双方向のコミュニケーションの機会が継続的に与えられる必要があります。
- ・地域コミュニティの機能を平時から維持・向上させる必要があります。
- ・防災ボランティア等による地域を守る組織活動を促進する必要があります。
- ・自主防災組織の育成や消防団の充実・強化、活性化の推進、学校における防災教育、地域住民による地区防災計画の作成等を通じて地域防災力を向上させる必要があります。

## 第 4 章 具体的な取り組みの推進

---





## 第1節 概要

本節では、脆弱性評価の結果に基づき、リスクシナリオを回避するために必要な各種の施策として、個別施策分野ごとに整理しました。

- ① 行政機能
- ② 消防
- ③ 住宅・都市
- ④ 交通
- ⑤ 上下水道
- ⑥ 保健医療・福祉
- ⑦ 環境
- ⑧ 産業
- ⑨ 教育・文化

## 第2節 具体的な取り組み(個別施策分野の推進方針)

### 1) 行政機能

現在の施策事業と担当部署は、次のとおりです。

表 4.1 行政機能に係わる施策

事業名		部署名
1	ウェブサイト・SNS管理事務事業	秘書課
2	ネットワーク管理運用事務事業	デジタル推進課
3	情報機器管理事務事業	
4	庁内システム管理運用事務事業	危機管理課
5	業務継続計画進行管理事業	
6	災害協定充実事業	
7	防災講座・防災研修事業	
8	災害用物資備蓄事業	
9	自主防災組織育成事業	
10	消防団活動支援事業	
11	水防事業	
12	総合防災ハザードマップ更新作成事業	
13	防災行政無線整備事業	
14	羽曳野市公共施設等総合管理計画アクションプラン	管財用地課
15	社会福祉施設等耐震化整備事業（羽曳野市立人権文化センター）	人権推進課（人権文化センター）
16	消防訓練	各施設所管課
17	羽曳野市立学校給食センター等複合施設整備事業	食育・給食課 次世代育成課

**(1) ウェブサイト・SNS管理事務事業【秘書課】**

- ・市が管理するSNS（Facebook）を活用して情報発信を行います。

**(2) ネットワーク管理運用事務事業【デジタル推進課】**

- ・機器の保守及び修理を実施します。
- ・老朽化した機器の入替を行います。

**(3) 情報機器管理事務事業【デジタル推進課】**

- ・機器の保守及び修理を実施します。
- ・老朽化した機器の入替を行います。

**(4) 庁内システム管理運用事務事業【デジタル推進課】**

- ・ハードウェアを含む既存システムのレベルアップ、バックアップの更新を行います。

**(5) 業務継続計画進行管理事業【危機管理課】**

- ・業務継続計画の策定・修正を行います。

**(6) 災害協定充実事業【危機管理課】**

- ・各関係機関と応援協定を締結します。

〈達成度：27件、目標：-〉

**(7) 防災講座・防災研修事業【危機管理課】**

- ・市民に対し防災知識の啓発活動を行います。
- ・出前講座を開催します。

〈達成度：7件、目標：-〉

- ・職員に対し防災知識の啓発活動を行います。
- ・職員訓練・研修を開催します。

〈達成度：2回、目標：-〉

**(8) 災害用物資備蓄事業【危機管理課】**

- ・備蓄食料・資機材の拡充をします。

**(9) 自主防災組織育成事業【危機管理課】**

- ・自主防災組織に対する訓練指導を行います。

〈達成度：4回、目標：8回〉

- ・組織率の向上を図ります。

〈達成度：30%、目標：50%〉

**(10) 消防団活動支援事業【危機管理課】**

- ・非常備消防力としての充実強化を図ります。
- ・訓練・研修を実施します。

**(11) 水防事業【危機管理課】**

- ・土のう積み等の事前対策を実施します。

**(12) 総合防災ハザードマップ更新作成事業【危機管理課】**

- ・総合防災ハザードマップを随時更新、作成します。
- ・市民に対する周知・啓発活動を行います。

**(13) 防災行政無線整備事業【危機管理課】**

- ・移動系MC A無線の設置及び保守点検を実施します。
- ・配備率の向上を図ります。

〈達成度：73%、目標：100%〉

**(14) 羽曳野市公共施設等総合管理計画アクションプラン【管財用地課】**

- ・公共施設やインフラ施設等の老朽化対策を行います。

**(15) 社会福祉施設等耐震化整備事業(羽曳野市立人権文化センター)【人権推進課(人権文化センター)】**

- ・施設の老朽化対策を行います。

**(16) 消防訓練【各施設所管課】**

- ・消防訓練を実施します。
- ・防災に係る講習講座を実施します。

〈達成度：2回、目標：2回〉

**(17) 羽曳野市立学校給食センター等複合施設整備事業【食育・給食課、次世代育成課】**

- ・施設の老朽化対策を行います。

## 2) 消防

現在の施策事業と担当部署は、次のとおりです。

表 4.2 消防に係わる施策

事業名		部署名
1	防災講座・防災研修事業	危機管理課
2	消防団活動支援事業	
3	消防水利の確保対策	柏原羽曳野藤井寺 消防組合
4	救急救命士・指導救命士の養成・災害対応能力向上	
5	緊急消防援助隊の受け入れ体制の強化	
6	救出救助活動体制の充実強化	
7	消防庁舎の適正配置及び耐震化をはじめとする消防力の充実強化	
8	救出救助活動における感染症対策	

### (1) 防災講座・防災研修事業【危機管理課】

- ・市民に対し防災知識の啓発活動を行います。
- ・出前講座を開催します。

〈達成度：7件、目標：-〉

- ・職員に対し防災知識の啓発活動を行います。
- ・職員訓練・研修を開催します。

〈達成度：2回、目標：-〉

### (2) 消防団活動支援事業【危機管理課】

- ・非常備消防力としての充実・強化を図ります。
- ・訓練・研修を実施します。

### (3) 消防水利の確保対策【柏原羽曳野藤井寺消防組合】

- ・消防用水を確保します。
- ・消防活動計画を策定します。

### (4) 救急救命士・指導救命士の養成・災害対応能力向上【柏原羽曳野藤井寺消防組合】

- ・救急救命士・指導救命士を養成します。
- ・救急隊に救急救命士を配置します。

### (5) 緊急消防援助隊の受け入れ体制の強化【柏原羽曳野藤井寺消防組合】

- ・「緊急消防援助隊受援計画」に基づく訓練を実施します。

### (6) 救出救助活動体制の充実強化【柏原羽曳野藤井寺消防組合】

- ・救出救助活動に必要な資機材を整備します。
- ・活動部隊の強化を図ります。

**(7) 消防庁舎の適正配置及び耐震化をはじめとする消防力の充実強化【柏原羽曳野藤井寺消防組合】**

- ・庁舎の老朽化対策を実施します。
- ・消防車両や資機材を整備します。

**(8) 救出救助活動における感染症対策【柏原羽曳野藤井寺消防組合】**

- ・感染症対応の資機材を整備します。
- ・ワクチン接種計画を策定します。
- ・感染症対応マニュアルを策定します。

### 3) 住宅・都市

現在の施策事業と担当部署は、次のとおりです。

表 4.3 住宅・都市に係わる施策

事業名		部署名
1	羽曳野市子育て施設長寿命化計画策定業務	こども政策課
2	幼稚園施設改修事業	こども保育課
3	公園新設事業	道路公園課
4	公園管理事業	
5	道路管理事業	
6	道路新設事業	
7	屋外広告物許可等事務	都市計画課
8	空き家の適正管理	建築住宅課
9	市営住宅の耐震化	
10	民間建築物耐震化促進事業	
11	大規模盛土造成地マップの公表	

**(1) 羽曳野市子育て施設長寿命化計画策定業務【こども政策課】**

- ・施設の適正な管理と利用者の安心・安全の確保を図るために個別施設計画を策定します。

**(2) 幼稚園施設改修事業【こども保育課】**

- ・施設の改修及び修繕を実施します。

**(3) 公園新設事業【道路公園課】**

- ・指定避難所への集合場所を整備します。
- ・一時避難所を整備します。
- ・拡張緊急物資の集積所を整備します。
- ・応急救助活動場所を整備します。
- ・防災空地を確保します。

**(4) 公園管理事業【道路公園課】**

- ・公園の防災機能を維持します。

**(5) 道路管理事業【道路公園課】**

- ・市内道路交通網の通行機能確保を推進します。
- ・道路施設の耐震化など機能向上を推進します。

**(6) 道路新設事業【道路公園課】**

- ・地域緊急交通路、交通広場の整備を推進します。
- ・狹隘市道の拡幅、交差点改良、歩道設置等の整備を推進します。

**(7) 屋外広告物許可等事務【都市計画課】**

- ・大阪府屋外広告物条例に基づく屋外広告物設置等の規制を行います。

**(8) 空き家の適正管理【建築住宅課】**

- ・空き家の適正管理の指導を行います。
- ・空き家の利活用を促進します。

**(9) 市営住宅の耐震化【建築住宅課】**

- ・集約建替え対象敷地の建築物を除却します。
- ・市営住宅の建替えを実施します。
- ・市営住宅の耐震化を促進します。

〈達成度：53%、目標：68%〉

**(10) 民間建築物耐震化促進事業【建築住宅課】**

- ・未耐震建築物の耐震化及び除却を促進します。
- ・未耐震建築物の耐震化及び除却の補助金の交付を行います。

〈達成度：62件、目標：80件〉

**(11) 大規模盛土造成地マップの公表【建築住宅課】**

- ・大規模盛土造成地マップの周知を行います。
- ・宅地防災パトロールを実施します。

## 4) 交通

現在の施策事業と担当部署は、次のとおりです。

表 4.4 交通に係わる施策

事業名		部署名
1	道路管理事業	道路公園課
2	道路新設事業	

### (1) 道路管理事業【道路公園課】

- ・市内道路交通網の通行機能確保を推進します。
- ・道路施設の耐震化など機能向上を推進します。

### (2) 道路新設事業【道路公園課】

- ・地域緊急交通路、交通広場の整備を推進します。
- ・狹隘市道の拡幅、交差点改良、歩道設置等の整備を推進します。

## 5) 上下水道

現在の施策事業と担当部署は、次のとおりです。

表 4.5 上下水道に係わる施策

事業名		部署名
1	下水道施設地震対策事業	下水道総務課
2	下水道施設等改修事業	
3	下水道施設等管理事業	
4	水位監視カメラ整備事業	
5	下水道BCP策定事業	
6	がけ地近接等危険住宅移転及び補強補助金交付事業	下水道建設課
7	下水道（雨水）管渠整備事業	
8	下水道（汚水）管整備事業	
9	浸水対策事業	水道局工務課
10	管路・施設更新事業	
11	災害時体制整備事業	
12	第6次水道施設整備事業	

### (1) 下水道施設地震対策事業【下水道総務課】

- ・下水道施設耐震化を促進します。

### (2) 下水道施設等改修事業【下水道総務課】

- ・「下水道長寿命化計画」及び「下水道ストックマネジメント」に基づく改築・修繕を実施します。



**(3) 下水道施設等管理事業【下水道総務課】**

- ・下水道施設等の運転監視及び保全等の維持管理を実施します。

**(4) 水位監視カメラ整備事業【下水道総務課】**

- ・水位監視カメラを設置します。
- ・水位監視を実施します。

〈達成度：10 か所、目標：11 か所〉

**(5) 下水道 BCP 策定事業【下水道総務課】**

- ・下水道 B C P の策定を行います。

**(6) がけ地近接等危険住宅移転及び補強補助金交付事業【下水道建設課】**

- ・建築物移転を促進します。
- ・補強事業補助金を交付します。

**(7) 下水道(雨水)管渠整備事業【下水道建設課】**

- ・公共下水道（雨水）管渠等を整備します。

〈達成度：33.3%、目標：37%〉

**(8) 下水道(汚水)管整備事業【下水道建設課】**

- ・公共下水道（汚水）管渠等を整備します。

〈達成度：85.4%、目標：87.6%〉

**(9) 浸水対策事業【下水道建設課】**

- ・内水はん濫防災ガイド（内水ハザードマップ）の作成及び周知を行います。

**(10) 管路・施設更新事業【水道局工務課】**

- ・配水管改良工事を実施します。
- ・水道施設更新工事を実施します。
- ・耐震化率を促進します。

〈達成度：管路 28.4%、配水池 90.0%、目標：管路 34.4%、配水池 100%〉

**(11) 災害時体制整備事業【水道局工務課】**

- ・資材物資の備蓄及び配備を行います。
- ・活動訓練を実施します。

〈達成度：88%、目標：100%〉

**(12) 第6次水道施設整備事業【水道局工務課】**

- ・配水管改良工事を実施します。
- ・水道施設更新工事を実施します。
- ・耐震化率を促進します。

〈達成度：管路 28.4%、配水池 90.0%、目標：管路 34.4%、配水池 100%〉

## 6) 保健医療・福祉

現在の施策事業と担当部署は、次のとおりです。

表 4.6 保健医療・福祉に係わる施策

事業名		部署名
1	災害協定充実事業	危機管理課
2	避難確保計画策定支援業務	
3	避難行動要支援者台帳管理事務事業	保健福祉政策課
4	健康教育・相談及び栄養相談事業	健康増進課

### (1) 災害協定充実事業【危機管理課】

- ・各関係機関と応援協定を締結します。

〈達成度：27件、目標：-〉

### (2) 避難確保計画策定支援業務【危機管理課】

- ・要配慮者利用施設に対し避難確保計画策定及び計画に基づく訓練を指導します。

〈達成度：76.1%、目標：100%〉

### (3) 避難行動要支援者台帳管理事務事業【保健福祉政策課】

- ・避難行動要支援者台帳登録者情報の新規申請者の登録、情報の更新を行います。
- ・対象者への登録推奨を行います。

〈達成度：12回、目標：12回〉

### (4) 健康教育・相談及び栄養相談事業【健康増進課】

- ・災害時における健康教育教室を開催します。

〈達成度：2回、目標：2回〉

## 7) 環境

現在の施策事業と担当部署は、次のとおりです。

表 4.7 環境に係わる施策

事業名		部署名
1	羽曳野市ため池ハザードマップ作成事業	農とみどり推進課
2	し尿収集運搬事業	環境保全課
3	災害廃棄物処理事業	

### (1) 羽曳野市ため池ハザードマップ作成事業【農とみどり推進課】

- ・ため池ハザードマップを作成します。
- ・堤体等の点検・整備を行います。

### (2) し尿収集運搬事業【環境保全課】

- ・柏羽藤環境事業組合による広域協定を推進します。

### (3) 災害廃棄物処理事業【環境保全課】

- ・迅速かつ的確な災害復旧活動を促進するため、災害廃棄物の発生量を把握し、選別・保管・焼却等のために、長期間仮置きが可能な場所の確保、最終処分までの処理ルートを検討します。

## 8) 産業

現在の施策事業と担当部署は、次のとおりです。

表 4.8 産業に係わる施策

事業名		部署名
1	災害協定充実事業	危機管理課

### (1) 災害協定充実事業【危機管理課】

- ・各関係機関と応援協定を締結します。

〈達成度：27件、目標：-〉

## 9) 教育・文化

現在の施策事業と担当部署は、次のとおりです。

表 4.9 教育・文化に係わる施策

事業名		部署名
1	災害協定充実事業	危機管理課
2	避難確保計画策定支援業務	
3	防災講演会開催事業	
4	防災講座・防災研修事業	
5	羽曳野市子育て施設長寿命化計画策定業務	こども政策課
6	幼稚園施設改修事業	こども保育課
7	健康教育・相談及び栄養相談事業	健康増進課
8	消防訓練	各施設所管課
9	学校施設長寿命化改修事業	教育政策課
10	非構造部材耐震化事業	
11	文化財指定・助成事業	文化財・世界遺産室
12	史跡等管理・保存整備事業	
13	文化財保管施設管理事務事業	
14	羽曳野市立学校給食センター等複合施設整備事業	食育・給食課 次世代育成課

### (1) 災害協定充実事業【危機管理課】

- ・各関係機関と応援協定を締結します。

〈達成度：27件、目標：-〉

### (2) 避難確保計画策定支援業務【危機管理課】

- ・要配慮者利用施設に対し避難確保計画策定・計画に基づく訓練の指導を行います。

〈達成度：76.1%、目標：100%〉

### (3) 防災講演会開催事業【危機管理課】

- ・市民に対し防災知識の啓発活動を行います。
- ・中学校区単位で講演会を開催します。

〈達成度：3地区、目標：6地区〉

### (4) 防災講座・防災研修事業【危機管理課】

- ・市民に対し防災知識の啓発活動を行います。
- ・出前講座を開催します。

〈達成度：7件、目標：-〉

- ・職員に対し防災知識の啓発活動を行います。
- ・職員訓練・研修を開催します。

〈達成度：2回、目標：-〉

**(5) 羽曳野市子育て施設長寿命化計画策定業務【こども政策課】**

- ・施設の適正な管理と利用者の安心・安全の確保を図るために個別施設計画を策定します。

**(6) 幼稚園施設改修事業【こども保育課】**

- ・施設の改修及び修繕を実施します。

**(7) 健康教育・相談及び栄養相談事業【健康増進課】**

- ・災害時における健康教育教室を開催します。

〈達成度：2回、目標：2回〉

**(8) 消防訓練【各施設所管課】**

- ・消防訓練を実施します。
- ・防災に係る講習講座を実施します。

〈達成度：2回、目標：2回〉

**(9) 学校施設長寿命化改修事業【教育政策課】**

- ・教育施設の老朽化対策を行います。
- ・学校施設マネジメントプラン（長寿命化計画）を推進します。
- ・長寿命化改修工事を実施します。

〈達成度：0校、目標：19校〉

**(10) 非構造部材耐震化事業【教育政策課】**

- ・非構造部材の補強工事を実施します。
- ・屋内運動場における空調設備、バリアフリー化を検討します。

〈達成度：13施設、目標：20施設〉

**(11) 文化財指定・助成事業【文化財・世界遺産室】**

- ・防災啓発を実施します。
- ・防災設備の点検、修繕等適正管理を実施します。

**(12) 史跡等管理・保存整備事業【文化財・世界遺産室】**

- ・防災啓発を実施します。
- ・防災設備の点検、修繕等適正管理を実施します。

**(13) 文化財保管施設管理事務事業【文化財・世界遺産室】**

- ・防災啓発を実施します。
- ・防災設備の点検、修繕等適正管理を実施します。

**(14) 羽曳野市立学校給食センター等複合施設整備事業【食育・給食課、次世代育成課】**

- ・施設の老朽化対策を行います。